国見町長 様

保護者住所氏名電話

利用申込書 (一時的利用)

下記により国見子どもクラブを利用したいので、国見町放課後児童健全育成事業条例施行規則第7条第1項の規定により申し込みます。

記

		Š	Ŋ	が	な														
		児	童	氏	名				性	別			生	年	月	日		学	年
									男	·女				年	月		日		年
スポーツ安全保険加入の有無										• 無									
利用を希望する日時	令和		年	月	日	()	放	課後	•	眻	Ē	分	から	Ħ	寺	分	まで	
	令和		年	月	日	()	放	課後	•	眻	f	分	から	Ħ	寺	分	まで	
	令和		年	月	日	()	放	課後	•	眊	f	分	から	H	寺	分	まで	
	令和		年	月	日	()	放	課後	•	联	f	分	から	Ħ	寺	分	まで	
	令和		年	月	日	()	放	課後	•	眊	f	分	から	Ħ	寺	分	まで	
	令和		年	月	日	()	放	課後	•	眊	Ė	分	から	H	寺	分	まで	
	令和		年	月	日	()	放	課後	•	眊	Ė	分	から	H	寺	分	まで	
	令和		年	月	日	()	放	課後	•	联	f	分	から	B	寺	分	まで	
	令和		年	月	日	()	放	課後	•	联	f	分	から	B	寺	分	まで	
	令和		年	月	日	()	放	課後	•	联	f	分	から	H	寺	分	まで	
放課後児童クラブ一時的利用申込みの具体的理由 ① 勤務形態等による一時的利用 具体的理由: □保護者の就労 □その他()					
(2	》 緊 <i>意</i> 具体的			り一時 □保護			为, /	入院	ž C]その	他	()
	私的具体的		•					用	口児	童の墓	塾利 。	用	□ そ	の他	()

国見子どもクラブ一時的利用について

<開設時間>

·平 日 放課後~午後7時00分

・長期休業等 午前7時30分~午後7時00分

*土曜、長期休業は午前8時半までに入室

<持ちもの>

- ・平 日 ①着替え(活動しやすい服装)
 - ②自主学習物(ドリル等)
 - ③上履き
- ·土曜、長期休業等
 - ①お弁当・水筒・おやつ(午後3時分)
 - ②宿題、自主学習物(ドリル等)
 - ③上履き
 - ④昼寝用毛布(必要な方のみ)

<利用料>

- ·平日 300 円
- ·土曜、長期休業日 500 円
 - →翌月初めに納入通知書を送付いたします。

<傷害保険料>

・年間 400 円

<おやつ代>

- ·平日 100円
 - →保護者会へ月末までに納入いただきます。

<教材費>

・1回の利用につき10円(1か月の上限は100円)

※届より迎えが遅れる時や変更になった時は、必ず子どもクラブ (585-2334)へ連絡してください。



【お問合せ:国見町教育委員会 教育施設課 563-3244】